

自治体等における地球温暖化への取組

～ 京都現地調査から見た対策の現状と課題～

まつい かずひこ
第一特別調査室 松井 一彦

1. はじめに

地球温暖化は、このまま手をこまねいていけば、「将来世代」を危機的な状況に追い込んでしまう可能性が高い、極めて重大な問題である。地球温暖化の主要な原因となっている人為的な温室効果ガス、中でも二酸化炭素（以下、「CO₂」という）の排出量をいかにして削減し、温暖化を防止するかが、我が国のみならず国際的な課題となっている。

我が国では、平成9年12月採択の京都議定書によって課された、平成20年から同24年までの第1約束期間におけるCO₂ほか6種類の温室効果ガスの平成2年比6%の削減義務を果たすため、平成10年6月に「地球温暖化対策推進大綱」が策定され、同年10月には「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、「地球温暖化対策推進法」という）が制定された。また平成17年4月、「京都議定書目標達成計画」が策定され（平成20年3月に全面改定）、現在、この計画の下で、国や自治体等において温室効果ガスの長期的かつ継続的排出削減に向けて、60項目に及ぶ取組が進められている。

しかしながら、我が国における温室効果ガスの排出量は、基準年の平成2年度から平成18年度までの間に6.2%（吸収源活動を除く）増加しており¹、国のみならず社会を構成する各主体による一層の削減努力が求められている。

このたび、自治体、民間団体、企業、大学における地球温暖化対策の実情、課題や問題点を探るため、京都を訪れ、各訪問先の温暖化対策担当者から説明を受ける機会を得た。本稿では、現地調査を基に、京都市、京都府地球温暖化防止活動推進センター、NPO法人気候ネットワーク、京セラ株式会社及び京都大学における地球温暖化対策の現状と今後の課題について述べてみたい。

2. 自治体等における地球温暖化への取組の現状と課題

(1) 京都市

ア 取組の概要

京都市は、平成20年7月1日現在、約147万人の人口を抱える政令指定都市であり、また全国有数の国際観光都市でもある。観光業が京都市の主要産業の一つであることから、同市は文化・歴史遺産や美しく豊かな自然環境の維持に努めるとともに、あらゆる分野で環境を基軸とした政策を展開することを掲げ、環境負荷の少ない持続可能な環境共生型都市の実現を目指してきている。

気候変動枠組条約第3回締約国会議（以下、「COP3」という）の開催を控えた平成9年7月、同市は「京都市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、いち早く温

室効果ガス排出量の削減に向けた取組を開始した。計画の推進に当たっては、市民、事業者、行政のパートナーシップが不可欠であることから、「京のアジェンダ 21 フォーラム」を設立した。そして、企業が環境への負荷を管理・低減するための分かりやすく取り組みやすい規格である「K E S・環境マネジメントシステム・スタンダード」の創設、バイオディーゼル燃料化事業の推進など、多彩な取組を進めている。

同市は、平成 16 年 12 月 24 日、地球温暖化対策に関する全国初の条例となる「京都市地球温暖化対策条例」(以下、「条例」という)を制定した。この条例は、市が平成 22 年までに市域でのCO₂排出量を 10 %削減するという目標の下、事業者に排出量削減計画の作成・提出等を義務づけることなどを主な内容としている。平成 18 年 8 月には、条例に基づく地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、「京都市地球温暖化対策計画」(以下、「計画」という)を策定した。また、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画について見直しを行い、平成 18 年 3 月に「京都市役所CO₂削減アクションプラン」(以下、「アクションプラン」という)を策定した。アクションプランは、市役所の事務や事業によって排出されるCO₂の量を削減するための計画であり、削減の対象となる部門を事務系、事業系及び市民サービス系の 3 つに分類し、部門ごと、事業ごとに削減目標を定めている。

こうした同市の温暖化対策の特徴は、官主導ではなく、市が市民及び市民の代表である市議会議員の理解と協力を得ながら、一体となって取り組んでいる点にある。中でも、平成 16 年に全国に先駆けて条例を制定した意義は大きく、これによって市を挙げて温暖化対策を推進することが可能となっている。

平成 20 年が京都議定書で定められた目標達成の約束期間の初年であることにかんがみ、同市においては、同年から地球温暖化対策計画も含めた条例の見直しについて検討を開始し、条例に定める当面の目標の達成を確実なものとするとともに、平成 22 年以降の大幅な温室効果ガスの削減に向けた中長期的なビジョンを策定する予定である。

京都市の官民一体となった地球温暖化への取組は、国から、全国の自治体の温暖化への取組のモデルになりうるとして評価されており²、平成 20 年 7 月、同市は「環境モデル候補都市」の 1 つに選定された³。同市は、今後、国に提出した環境モデル都市提案書に基づき、市民ぐるみで、環境・交通・景観政策を始めとするあらゆる温暖化対策を推進し、炭素排出の少ない都市作りを目指したいとしている⁴。

イ 取組の課題

京都市の平成 17 年のCO₂排出量は 815 万トンで、基準年の平成 2 年から 8 万トン、率にして約 1 %減少した。市の条例では、平成 22 年に平成 2 年比 10 %削減を目標としている。市がこの目標を達成するためには、今後 74 万トンのCO₂削減が必要になり、一層の削減努力が必要である。

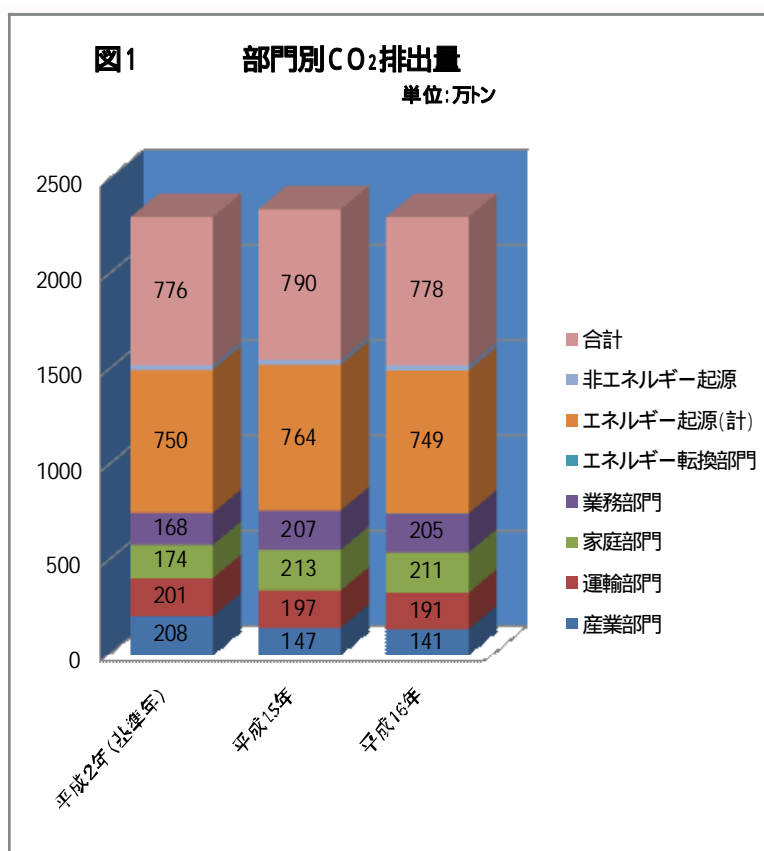
同市におけるCO₂の排出量を部門別に見ると、次頁の図 1 のとおり、平成 2 年と 16 年との比較において、工場等の産業部門と自動車・鉄道等の運輸部門で減少しているのに対し、家庭部門や商業・サービス、事業所等の業務部門では増加している。

京都市の説明では、同市は工場が少なく、大学等の教育施設や商業・サービスに関わる事業所が多数あるという特徴を持っているが、家庭部門や業務部門における排出量増加の背景には核家族化の進行による世帯数の増加、業務部門ではIT化の進展や営業時間の延長等があるとのことであり⁵、今後民生・業務部門でのCO₂排出量の削減をいかに進めるかが、同市にとっての大きな課題である。

同市としては、そのために家庭やオフィスで自然エネルギーの利用促進や省エネへの取組を強化することが不可欠であるとしている。同市は、平成15年から住宅用太陽光発電システム設置への助成を実施しているが、今後その助成を更に拡充するとともに、できるだけ多くの市民が太陽光発電システムを設置するようPRに努めること、また、省エネ家電への買換えや住宅の省エネ化の促進を図ることなども必要であるとしている。

京都市は、長時間労働、深夜生活といった市民のライフスタイルを見直さない限り、民生・業務部門での大幅な削減は困難であると認識している。そのため、コンビニエンスストアの深夜営業の在り方などについて検討するための市民会議を立ち上げた。

しかし、コンビニ業界は、同会議が中立ではなく、深夜営業の規制を目指しているとして、会議への参加を見送っているとのことである。コンビニ業界抜き



(出所)「平成19年度版地球温暖化対策に係る年次報告書」より作成
でどれだけ実質的な議論ができるのか不明であり、京都市としては、今後、同業界に会議参加を要請していくとしている。

京都市には年間約4,800万人もの旅行者が訪問・滞在していることから、旅行者の市の温暖化対策に対する理解と協力なくして、CO₂の削減は困難である。そのため、市は旅行者に対しマイカー自粛、市バス・地下鉄、自転車等の利用促進などの協力を呼びかけているが、こうした措置が強制力を伴わないため、大きな効果が期待できない。市民や事業者による自主的な取組や観光客等の協力だけでは、削減目標の達成は困難であり、今後更なる工夫が求められる。

(2) 京都府地球温暖化防止活動推進センター

ア 取組の概要

京都府地球温暖化防止活動推進センターは、府内の多様な主体により行われている温暖化防止活動を様々な面から支援し、一層活性化させることを目的に活動している、地球温暖化対策推進法上の組織である。平成 15 年 10 月 10 日に府内の温暖化防止活動に取り組む諸団体が連携し、新たに立ち上げた NPO 法人「京都地球温暖化防止府民会議」が京都府知事からセンターとしての指定を受け、活動を行っている。同センターには現在、7 名のスタッフが勤務している。年間予算は約 5,000 万円で、そのうち、約 1,700 万円は京都府からの委託事業に係る予算である。

センターは、その活動を支える会員に対しニュースレターなどにより、温暖化に関する最新情報の提供等のサービスを行っている。しかし、他の類似の NPO と比較して、会員向けサービスが必ずしも充実していないこともあり、現在の会員は 100 人ほどにとどまっている。

センターの活動は、「活動の支援、ネットワーク化」、「温暖化防止型ライフスタイルの提案、温暖化防止の仕組みやツールの開発及び普及」及び「広報・情報発信」の 3 つの柱から成っている。

このうち、「活動の支援、ネットワーク化」のための活動として、展示パネルや教材の貸出し、地球温暖化防止活動推進員研修会の実施、推進員連絡会通信の発行、地域協議会等との協議プロジェクトの実施、家屋やビル、校舎の窓に当たる日光をゴーヤやアサガオなどで遮断する「みどりのカーテン」等のモデルプロジェクトの拡大支援、実践例発表・交流会の実施などを行っている。

また、「温暖化防止型ライフスタイルの提案、温暖化防止の仕組みやツールの開発及び普及」に関しては、輸送距離が短く CO₂ 削減に貢献できる地元京都府産木材の認証及び普及、公共交通便利マップの作成、省エネマイスターの育成、省エネ効果の高い家電製品への買替えを促進するための「省エネ家電普及診断プログラム」の開発及び普及などを行っている。

さらに、「広報・情報発信」については、ニュースレターなどで、温暖化の仕組みや影響、家庭でできる効果的な対策、地域に根ざした活動の実例など、温暖化防止に役立つ様々な情報の提供を行っている。

イ 取組の課題

同センターは、温暖化の取組に関する京都府と各団体との活動の橋渡しをする上で重要な役割を果たしていると言える。しかしながら、いくつかの課題も指摘されている。

その 1 つが、専属のスタッフが少なく、活動の多くをボランティアに頼らざるを得ないことである。各自治体や地域において温暖化防止に取り組むには、個々の市民が温暖化対策の必要性や重要性を理解し、実践してもらうことが重要である。そのためには、センターのスタッフが多くの地域で直接市民に会い、具体的に温暖化対策の方

法やメリットなどを語り、質問に答え、コミュニケーションをとることが重要であるが、スタッフの数が少ないために、こうした活動の多くをボランティアの手に頼らざるをえなくなっている。

2つ目が、同センターの会員が少なく、会費収入が少ないため、府や国からの事業委託や補助の形での財政支援に頼らざるを得ないことである。

3つ目が、平成 20 年の地球温暖化対策推進法の改正により、政令指定都市や中核都市においても推進員を置いたり、特定の環境NPOを同センターとして指定できるようになったため、もし今後京都市などに同様のセンターが設置されることになれば、同センターと新規に設置されるセンターとの間の役割分担をめぐって混乱が生じる可能性も考えられることである。

(3) NPO法人気候ネットワーク

ア 取組の概要

NPO法人気候ネットワークは、温暖化防止のために市民から提言し、行動を起こしていくことを目的に活動を行っている環境NPOのネットワーク組織である。同ネットワークは、京都市で開催されたCOP3を成功させるため活動した「気候フォーラム」の趣旨・活動を受け継いで、平成 10 年 4 月に設立され、同 11 年 11 月に特定非営利活動(NPO)法人として認証された。

同ネットワークは、京都市の事務所を本部とし、東京にも事務所を置いている。地球温暖化防止のために活動する全国にある市民・環境NPOのネットワークとして、多くの組織と交流・連携しながら、抜本的な国内政策による京都議定書のCO₂の6%削減目標の達成、環境重視の経済システムの構築、市民・地域主導による温暖化防止の促進、政策決定プロセスへの市民の参加と情報公開の促進などを目指している。

これらの目的を達成するため、同ネットワークは、温暖化防止に関する内外の動きについての情報の発信、各種セミナーの開催、国際交渉への参加、国内の温暖化防止に関する政府や財界等の様々な取組に対するコメントや政策提言、調査・研究活動など、広範にわたる活動を行っている。同ネットワークは、政府や財界等に対し、我が国の温暖化に関する制度、政策、対策についての意見を表明したり、政策提言を行うことにより、働きかけを行っている。政策提言の中には「我が国のエネルギー政策の在り方」も含まれており、原子力発電に依存せず、再生可能エネルギーの有効活用を積極的に進めるようなエネルギー政策を採るよう政府や財界等に求めている。また、同ネットワークは、温暖化が重要な地球規模問題の一つであることから、COPなど温暖化に関する国際交渉にも参加し、政府間交渉に関する情報収集や政府及び諸外国のNPO等との意見交換などを行っている。

同フォーラムの組織・予算の規模は欧州の環境NGOに比較すれば決して大きいとは言えないものの、分野によっては、それに匹敵する高い政策立案能力を有していると言える。

同ネットワークは、会員に対し、ニュースレターの発行、最新情報の提供、企画への優待、同ネットワーク発行の書籍・資料、報告書などの会員価格での販売などのサービスを提供している。現在の会員は約 600 人、154 団体であり、会員数は京都府地球温暖化防止活動推進センターの会員よりもかなり多い。

イ 取組の課題

同ネットワークの地球温暖化問題への取組は非常に幅広い上、質も高く、温暖化に関する民間のシンクタンクとしての役割も果たしていると言える。今後同ネットワークが十分な活動を行っていくためには、財政及び人材の両面で基盤がしっかりしていることが不可欠であるが、現時点ではいずれも十分であるとは言い難い。

同ネットワークに対する国からの助成金は用途が活動目的に限定されており、人件費に充てることができないため、十分な数の高い能力を持ったスタッフをそろえることができない。また、財政面では、会費収入の増加に努めているものの、NPO法人への寄付に対する税制面の優遇措置が限られていることなどから、同ネットワークへの寄付が十分ではなく、結果として、国からの財政支援をあてにせざるを得ない状況にある。したがって、寄付に対する税制面の優遇措置の一層の拡充など、NPOを支えるための財政基盤づくりに向けた施策の拡充が望まれる。

また、我が国においてNPOの活動が活発になるためには、学校等において、生徒や一般市民がその重要性和活動への国民参加の意義を十分に理解できるような教育・啓蒙活動を行うことも必要であり、今後我が国としてこれらにいかに取り組むかにも課題があると言える。

(4) 京セラ株式会社

ア 取組の概要

京セラ株式会社は、昭和 34 年 4 月にファインセラミックスの専門メーカーとして創業した。平成 20 年 4 月現在、同社は 189 社のグループ会社から成り、グループ全体の従業員数 6 万 6,496 人、当期売上高 1 兆 2,904 億円、純利益 1,072 億円で、アジア・オセアニア、欧州・中東・アフリカ、北米・南米に生産・販売拠点を持つグローバル企業である。

京セラは平成 3 年 10 月に、環境保全、地球温暖化防止、省エネ、省資源、地球環境商品開発等の環境対策について総合的な取組を行い、より積極かつ継続的に地球環境保護に貢献するため、「京セラ環境憲章」を制定した。同社グループでは、環境憲章に則り、事業活動で排出する温室効果ガスを削減するとともに、グリーンエネルギー技術を開発・普及させ、脱温暖化社会の実現に寄与するため、「環境安全ビジョン」を定めている。また、このビジョンに基づき、具体的な目標や行動計画を定めた「環境安全推進計画」を策定している。

グループ全体の平成 19 年のCO₂排出量は、平成 2 年の 6 %削減目標に対し、3.8 %増となった(対前年度比 2.0 %減)。これは平成 2 年から 19 年までの間に事業活動が大幅に拡大しているためであるが、原単位(製品 1 個当たり)でみた場合のCO₂

排出量は、平成 2 年度比で 36.3 %の減少となっている。

京セラは、33 年前の昭和 50 年に太陽電池の研究開発をスタートし、多結晶シリコン太陽電池の基板からモジュールまでの一貫生産体制を構築してきた。平成 5 年に日本において住宅用太陽光発電システムを初めて発売した。また、世界的に高まっている太陽電池の需要に対応するため、平成 22 年度には 19 年 4 月時点の約 3 倍に当たる年間 500 MWの発電量に匹敵する太陽電池の生産を行うことを計画している。

また、顧客の省エネ活動に資するため、太陽光パネルを設置した際に、発電した電力と消費した電力をリアルタイムに表示するモニターを設置している。

京セラは、神戸市西神南地区において、「人と環境にやさしい街づくり」という理念の下、総戸数 100 戸全てに太陽電池を設置しており、試算では、他の設備ともあわせて、街全体で年間 250 トンのCO₂排出量が削減可能であるとしている（右の写真参照）。



（出所）京セラ株式会社ホームページ

イ 取組の課題

京セラは、地球温暖化問題への関心が急速に高まっている今日、同社の様々な製品開発・製造・販売等を通じた温暖化への取組は、同社にとって負担になるどころか、大きなチャンスであるにとらえており、今後そのチャンスを最大限に生かしたいとしている。

京セラは、同社による温暖化への取組は全体的には良好であるとしつつも、今後の課題として次の 2 点を挙げている⁶。

1 つ目は、省エネ機器への更新、低CO₂燃料への転換、省エネ教育の実施、照明への人感センサー取付け、モーダルシフトや物流拠点の見直しなどを進めること等により、CO₂の一層の削減を図ることである。

2 つ目は、良質で安価な太陽光発電システムを開発し、家庭や事業所に普及させることにより、我が国において自然エネルギーの利用を促進することである。しかし、住宅向け太陽光発電システムの設置に対する国からの補助金は平成 17 年度で打ち切られた上、ドイツなど欧州の 20 か国以上で実施している再生可能エネルギーによる発電から得られた電力の固定価格買取制度（フィードインタリフ）も我が国では導入されていない。こうした中、平成 16 年まで世界のトップを走っていた我が国の太陽光発電システムによる発電量は、17 年にはドイツに抜かれて第 2 位となった。平成 18 年 12 月末現在、世界の発電量の中で日本の占めるシェアは 30 %にまで下がっている⁷。

平成 17 年以降落ち込んでいる太陽光パネル発電システムの設置を今後いかに増やすかが、我が国における自然エネルギーの有効活用にとっての課題である。京セラとしては、先に述べた補助金制度と固定価格買取制度の速やかな実施に強く期待すると

した⁸。そして、高い技術力を生かし、品質が高く、より安価な太陽光発電システムの開発に力を注いでいきたいとした。

また、国が今秋から試行的に実施しようとしている温室効果ガスの国内排出権取引について⁹、同社として取引導入の是非に対する態度や参加の有無については必ずしも明確ではないとした上で、同社のこれまでの経験から言えば、国内排出権取引によるよりも、各企業や各事業所が省エネ、自然エネルギーや代替エネルギーの利用促進、エコ製品の開発といった取組を充実させた方が、温室効果ガス削減の効果は大きいのではないかと述べた¹⁰。

(5) 京都大学

ア 取組の概要

京都大学は、吉田、宇治、桂と3つのキャンパスを持ち、10の学部・18の研究科以外に13の研究所、17の研究センターを設置している。そのうちの9つの研究所・研究センターは、他の大学や研究機関に研究設備を提供する「全国共同利用研究所」、「全国共同利用研究センター」となっている。現在、同大学では約2万3,000人の学部生・大学院生が学んでおり、職員数も5,400人に上っている。

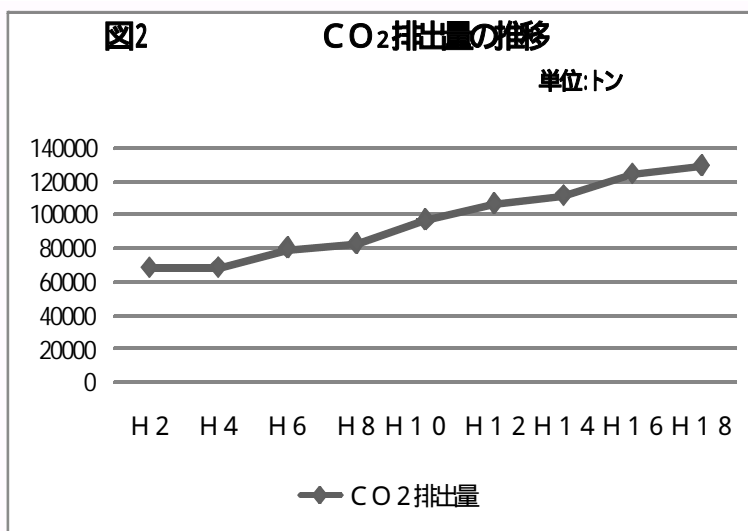
同大学におけるCO₂の排出量は、図2のとおり、平成2年から平成18年の間に90%も増加しており、現在、同大学の排出量は京都市の中で5番目に多い。このように排出量が大幅に増加した背景には、この間の同大学における施設・設備の整備や大学院及び研究の充実強化などがある。

「地球社会の調和ある共存」という京都大学の基本理念を受けて、平成14年に制定された「京都大学環境憲章」では、大学の社会的責務として環境負荷の低減を宣言しており、今後抜本的な省エネ活動を推進し、CO₂排出量の低減を図ることが必要となっている。

省エネ法により、京都大学の主要なキャンパスはエネルギー管理指定工場として、毎年1%のエネルギー削減義務が課されている。

(出所)「京都大学環境報告書2007」より作成

このような背景から、同大学は省エネルギー推進方針を平成19年4月に策定し、そのアクションプランとして、設備等の省エネ化を促進するための原資となる「環境賦課金制度」を導入した。また、環境目標管理システム推進ワーキンググループにおいては、各研究室における環境配慮行動マニュアルを策定した。



イ 取組の課題

京都大学では、平成 18 年度において、一人当たりCO₂排出量が 4,200 kgと、家庭における3倍以上に上っており、現在も増え続けている。今後、施設改善などのハード的な対応により毎年1%削減すること、職員・学生といった大学構成員の省エネ活動などにより毎年1%削減すること、合計で2%削減することを目指しており、その確実な達成を図る必要がある。

平成 16 年 4 月の大学法人化以後、同大学は、我が国を代表する研究大学の一つとして、産業界とも連携しながら、自然科学系の学問の研究体制を強化し、よりよい研究成果を出すことが求められるようになった。自然科学系学部・研究所には多くの最新の研究機器が導入されており、それらを用いた研究実験はしばしば長時間に及ぶため、大量のCO₂が発生する。大学当局としては、これらの学部・研究所でも省エネを始めとする温暖化対策にしっかりと取り組んでもらいたい意向はあるものの、他方で、研究をめぐって大学間の競争が激しさを増す今日、これらの学部・研究所での研究活動の重要性が高まっていることも十分に認識しており、研究者や大学院生に対して、省エネを一方向的に強制はできないという課題がある。

また、同大学には様々な環境問題の研究に取り組んでいる研究者・大学院生は少なくないが、大学全体を見渡した場合、大学研究者や大学院生の省エネに対する意識が高いとは言えず、今後意識改革をいかに図るかも大きな課題である。

3. おわりに

以上、京都市における現地調査を基に、自治体等の地球温暖化防止への取組について述べてきた。企業の中には京セラのように、研究開発、生産、流通、販売といった企業活動全般にわたって真剣にCO₂の削減に取り組み、その結果目に見える成果を上げている企業がある一方で、全国における自治体の中では特に地球温暖化防止に熱心に取り組んでいると言われる京都市や、地球環境問題についての先進的な研究を行っている京都大学では、CO₂の削減を進めるために今後取り組むべき様々な課題を抱えていることが明らかとなった。

自治体が地球温暖化対策を進める上で、市民や事業所の協力や積極的な関わりは不可欠であり、また、大学での取組を進める上でも、特にCO₂の排出量の多い自然科学系学部、大学院、研究所における積極的な取組は不可欠である。ところが、まだ市民、事業者や大学関係者のCO₂削減の必要性に対する認識が十分でない上に、法律等で省エネなどの対策が十分に義務づけられていないため、一部の自主的な取組にとどまっている。

また、地球温暖化問題に関し市民への啓蒙・啓発活動に取り組んでいるNPOにおいても、少ない人員と非常に限られた予算の中で、ボランティアに頼りながら活動を行っているため、十分な成果を上げているとは言い難い。

地球温暖化がこのまま進めば、様々な影響が出て、取り返しのつかないことになると、科学者達は警告を発している¹¹。今後、我が国が京都議定書目標を達成し、低炭素社会を

構築するとともに、世界の地球温暖化問題への取組を主導する役割を果たすためには、国の機関が温暖化対策を進めるだけでなく、各自治体や地域が、国の支援の下、それぞれの特性を活かして、民間団体、市民、事業者との連携・協力の下で広範にわたって温暖化対策に積極的に取り組む必要があるのではなかろうか。その際には、市民や事業者が取り得る対策の具体的内容とその効果について十分な知識をもつことが必要であるが、何よりも、温暖化対策が我慢を強いたり、生活等の質を低下させるものではなく、むしろそれによって経済的で快適な生活・事業活動と地域の活性化が可能となりうるものであることを十分に認識させることが重要であろう。今後、我が国での地球温暖化への取組がさらに強化されることを期待したい。

【参考文献】

- 宇都宮深志、田中充編著『事例に学ぶ自治体環境行政の最前線』（平 20.3 ぎょうせい）
京都市『平成 19 年度版 地球温暖化対策に係る年次報告書』（平 20.1）
京都市『京都市地球温暖化対策計画 - 理解から行動へ -』（平 18.8）
京都市総合企画局地球温暖化対策室ホームページ
< <http://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/soshiki/2-4-0-0-0.html> >
京都府地球温暖化防止活動推進センター『平成 19 年度 京都府地球温暖化防止活動推進センターの活動内容』（平 20.8）
京都府地球温暖化防止活動推進センター『京都府地球温暖化防止活動推進センター通信「うぉーみんぐ」』（平 20 夏号）
京都府地球温暖化防止活動推進センター『温暖化防止活動サポートブック 2008』（平 20.2）
NPO 法人気候ネットワークのパンフレット
NPO 法人気候ネットワーク『気候ネットワーク通信』（平 20.7）
京セラ株式会社『京セラ CSR 報告書 2008 - 経済・社会・環境レポート -』（平 20.3）
京セラ株式会社『我が家の ECOLIFE NOTE ~地球と家計にやさしい家庭を目指して~』（平 18.6）
京都大学『京都大学環境報告書 2007』（平成 19.9）
京都大学『京都大学環境賦課金方針』（平成 20.1）

1 環境省『2006 年度（平成 18 年度）の温室効果ガス排出量（確定値）について』< <http://www.env.go.jp/earth/ondanka/ghg/2...> >

2 国は、平成 20 年 6 月の「福田ビジョン」及び同年 7 月の「低炭素社会づくり行動計画」（平 20.7.29 閣議決定）において、低炭素社会の実現のためには、自治体や地域の自律的な取組を促すことが重要であるとしている。< <http://www.kantei.go.jp/jp/hukudaspeech/2008/06/09speech.html> > < <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ondanka/kaisai/080729/honbun.pdf> >

- 3 平成 20 年 4 月、国は温室効果ガスの大幅な削減など低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする「環境モデル都市」を公募し、全国から京都市を含む 82 件（89 団体）が応募した。温室効果ガスの大幅な削減、先導性・モデル性、地域適応性、実現可能性、持続性の 5 つの基準に基づく評価が行われた結果、同年 7 月、6 つの「環境モデル都市」と 7 つの「環境モデル候補都市」が選定された。京都市は、「Do You Kyoto? ~カーボン・ゼロを目指す地球共生型都市・京都」と題する環境モデル都市提案書を国に提出したが、選考の結果、環境モデル候補都市に選定された。
- 4 平成 20 年 7 月 29 日に京都市総合計画局地球温暖化対策室を訪問した際の宇高計画推進担当課長の説明による。
- 5 京都市の宇高課長の説明による。
- 6 平成 20 年 7 月 29 日に京セラ本社を訪問した際の作見執行役員常務環境・教育本部長の説明による。
- 7 資源エネルギー庁資料 < <http://www.enecho.meti.go.jp/topics/hakusho/2008energyhtml/2-2-2.htm> >
- 8 京セラの作見執行役員常務環境・教育本部長の説明による。なお平成 20 年 8 月 28 日、経済産業省は平成 21 年度概算要求を公表したが、住宅用太陽光発電システム導入を促進するため補助金を復活させ、237 億 5,000 万円を要求した。また、同省は、革新的太陽光発電技術開発費として 35 億円を要求した。環境省も、同省の平成 21 年度概算要求の中で、太陽光発電世界一奪還戦略策定事業費として 1 億 500 万円、太陽光発電等導入加速化事業費として 19 億 5,000 万円を要求している。
< <http://www.meti.go.jp/topic/data/080827-0.html> >
< <http://www.env.go.jp/guide/budget/h21/h21-gaiyo.html> >
- 9 国は、平成 20 年 9 月 9 日、地球温暖化に関する関係閣僚会議を開き、企業の自主参加により、温室効果ガスの国内排出権取引の実験を 10 月から始めることを確認した。
- 10 前掲作見執行役員常務環境・教育本部長の説明による。
- 11 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は、平成 19 年に公表した第 4 次評価報告書において、地球温暖化は人為的な温室効果ガス、中でも CO₂ の排出増がその主な原因となっており、対策を講ずる必要があるとして、警鐘を鳴らした。 < <http://www.env.go.jp/earth/ipcc/4th/interim-j.pdf> >